

道営住宅家賃の口座振替収納に係る取扱金融機関事務取扱要領

〔沿革〕	平成 2 年 2 月 23 日 住宅第 2443 号	決定
	平成 4 年 3 月 18 日 住宅第 1939 号	
	平成 4 年 3 月 31 日 住宅第 2914 号	
	平成 4 年 12 月 8 日 住宅第 1258 号	
	平成 6 年 4 月 1 日 住宅第 20 号	一部改正
	平成 10 年 12 月 16 日 住宅第 2232 号	一部改正
	平成 17 年 3 月 25 日 住宅第 2481 号	一部改正
	平成 18 年 5 月 19 日 住宅第 323 号	一部改正
	平成 22 年 3 月 26 日 住宅第 2021 号	一部改正
	平成 29 年 3 月 30 日 住宅第 1622 号	一部改正

第 1 趣旨

道営住宅の家賃（以下「家賃」という。）の口座振替又は自動払込（以下「口座振替等」という。）による収納事務の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、この要領の定めるところによる。

第 2 取扱金融機関

- 1 口座振替等による収納事務を取り扱うことができる金融機関は、北海道指定金融機関及び北海道収納代理金融機関のうち、別紙 1 の金融機関（以下「口座設定店」という。）とする。
- 2 口座設定店を取りまとめる店舗は、別紙 1 の代表店（以下「代表店」という。）とし、当該代表店を第 1 次収納金融機関とする。

第 3 預貯金口座の設定

取扱金融機関は、「道営住宅家賃」名義の別段預金口座又は振替貯金口座を設定するものとする。

第 4 口座振替等の処理

- 1 取扱金融機関は、北海道から送付されるフロッピーディスク（以下「FD」という。）、光ディスク又は電子データの交換により、別紙 2 の「FD 等交換による口座振替等の業務処理仕様書」に基づき、家賃の口座振替等納入者（納入義務者のうち、第 5 の 1 の規定により口座設定店の確認を受けた者をいう。以下同じ。）の指定預貯金口座から、毎月の家賃を口座振替等するものとし、その取扱いに当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 送付を受けた FD、光ディスク又は電子データの内容を他の目的に転用してはならない。
 - (2) 送付を受けた FD、光ディスク又は電子データについては、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
 - (3) この取扱いに関し、故意又は過失により北海道に損害を与えたときは、その損害を賠償することとし、いずれの責めによるか明らかでないときは、両方で協議して定めるものとする。

(4) この取扱いから生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、特別な理由によりあらかじめ北海道の承認を得た場合は、この限りでない。

2 北海道は取扱金融機関が前項各号の規定に違反したときは、取扱いを解除又は停止することができるものとする。

第5 口座設定店の事務

1 依頼又は申込みの取扱い

(1) ゆうちょ銀行以外の場合

口座設定店のうち、ゆうちょ銀行以外の金融機関にあつては、納入義務者から道営住宅家賃口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書・廃止届・変更届（道営住宅家賃徴収事務取扱要領（平成2年2月23日付け住宅都市部長決定。以下「徴収要領」という。）別記第4号様式第1葉。以下「依頼書」という。）、道営住宅家賃口座振替納付申込書・自動払込利用申込書・廃止届・変更届（マスター登録票）（徴収要領別記第4号様式第2葉。以下「マスター登録票」という。）及び道営住宅家賃口座振替納付申込書・自動払込利用申込書・廃止届・変更届（納入義務者控）（徴収要領別記第4号様式第3葉。以下「申込書（控）」という。）の提出により依頼又は申込みを受けたときは、次により取り扱うものとする。

ア 依頼書、マスター登録票及び申込書（控）の記載内容、当該預金の届け出印等を精査、照合した後、申込書（控）を納入義務者に交付し、マスター登録票は「金融機関使用欄」に確認印を押印して、当月分は翌月の5営業日までに総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に送付するものとする。

イ 依頼書は、口座設定店が整理、保管する。

(2) ゆうちょ銀行の場合

口座設定店のうち、ゆうちょ銀行にあつては、納入義務者から依頼書、マスター登録票及び申込書（控）の提出により申込みを受けたときは、次により取り扱うものとする。

ア 依頼書、マスター登録票及び申込書（控）の記載内容、当該貯金の届け出印等を精査、照合した後、申込書（控）を納入義務者に交付し、マスター登録票は「金融機関使用欄」に確認印を押印して、依頼書とともに所管する貯金事務センターに回付するものとする。

イ 回付を受けた依頼書は、通常貯金口座を所管する貯金事務センター（以下「所管貯金事務センター」という。）が保管するとともに、マスター登録票は、小樽貯金事務センターにあつては直接、他の貯金事務センターにあつては小樽貯金事務センターを経由して関係総合振興局長等に送付するものとする。

ウ 所管貯金事務センターは、回付を受けた依頼書及びマスター登録票（以下「依頼書等」という。）の記載内容等に誤りがある場合は、ア及びイにかかわらず、通常貯金通帳に記載されている住所地を所管するゆうちょ銀行又は郵便局（以下「ゆうちょ銀行等」という。）に依頼書等を送付するものとする。

エ 住所地所管のゆうちょ銀行等は、所管貯金事務センターから依頼書等の送付を受けたときは、依頼人に記載内容、指定貯金口座等の届出印等を確認した上で依頼書

等を訂正し、所管貯金事務センターに送付するものとする。

なお、依頼人に対して所要の確認、照会を一定期間実施しても、事実確認ができなかった場合においても所管貯金事務センターに返送するものとする。

オ 所管貯金事務センターは、エにより、住所地所管のゆうちょ銀行等から訂正された依頼書等の送付を受けたときは、ア及びイに準じて処理し、訂正されていない依頼書等の送付を受けたときは、これらに確認印を押印せずに、小樽貯金事務センターにあっては直接、他の貯金事務センターにあっては小樽貯金事務センターを経由して総合振興局長等に送付するものとする。

- 2 口座設定店は、口座振替等納入者から依頼書、マスター登録票及び申込書（控）の提出により廃止又は変更の届出を受けたときは、前項と同様に取り扱うものとする。
- 3 口座設定店は、口座振替等に関し、口座振替等納入者から事前に領収証書の不要の申出がある場合には、その交付を省略するものとする。
- 4 口座設定店は、振替日又は払込日（以下「振替日」という。）に預貯金残高不足等の理由により、口座振替等が不能となった場合の口座振替等納入者に対する通知は要しないものとする。
- 5 口座設定店以外の店舗においても上記の事務処理が可能な金融機関にあっては、当該店舗において上記の事務を行っても差し支えないものとする。

第6 連合体組織の金融機関の本店の事務

- 1 連合体組織の金融機関の本店（以下この項目において「本店」という。）にあっては、北海道（代表店経由）から送付されるFD又は光ディスクにより家賃を振替日に口座振替納入者の指定預金口座から引き落とし、その結果を代表店に通知するものとする。
- 2 本店は、家賃を引き落としをしたとき又は払込みをしたときは、別段預金元帳に引き落とし日又は資金決済の完了した日をもって、その収支を記帳するものとする。

第7 代表店の事務

- 1 代表店は、家賃の口座振替等が終了した後、振替結果を記録したFD、光ディスク又は電子データ及び北海道公営住宅家賃口座振替等報告書（別記第1号様式）を作成し、3営業日後までに北海道に提出するものとする。
- 2 単一組織の金融機関の代表店は、次の処理をするものとする。
 - (1) 北海道から送付されるFD、光ディスク又は電子データにより、家賃を振替日に納入者の指定預金口座から引き落とし、家賃払込書（別記第2号様式）を、各総合振興局又は振興局（以下「各総合振興局等」という。）ごとに作成し、収納する。
 - (2) 北海道公金払込書（北海道公金受付書、北海道公金領収書を併せて作成し、それぞれの上部余白に「道営住宅家賃」と表示する。以下同じ。）を作成し、同書に押切印を押印の上、当該収納金に係る領収済通知書（別記第2号様式第2葉）を添えて、北洋銀行道庁支店へ振替日の翌営業日の正午までに送付し、北海道公金受付書を受領する。ただし、代表店である北洋銀行道庁支店にあっては、北海道公金領収書の作成及び北海道公金受付書の送付を省略することができる。
- 3 連合体組織の金融機関の代表店は、次の処理をするものとする。
 - (1) 連合体組織の金融機関の本店からの引き落とし通知により家賃払込書を各総合振興局等ごとに作成し、収納する。

- (2) 北海道公金払込書を作成し、同書に押切印を押印の上、当該収納金に係る領収済通知書を添えて、北洋銀行道庁支店へ振替日の2営業日後の正午までに送付し、北海道公金受付書を受領する。
- 4 代表店は、家賃を収納したとき、払込みを受けたとき及び払込をしたときは、別段預金元帳に収納した日、払込みを受けた日又は払込みをした日若しくは資金決裁の完了した日をもってその収支を記帳するものとする。
- 5 代表店は、北海道公金受付書にその払込みに係る収入伝票（別記第2号様式第1葉）を添えて、月別に整理の上、年度別に区分して編さんし、保存するものとする。
- 6 代表店は、支店・出張所の開設又は廃止があったときは、北海道に対し銀行コード、支店コード、銀行名及び支店・出張所名を報告するものとする。

第8 家賃払込書の作成

代表店は、家賃払込書を次により作成するものとする。

- (1) 「取りまとめ金融機関」欄は、「北洋銀行道庁支店」と記入する。
- (2) 「住所」及び「氏名」欄は、取扱金融機関名及び取扱件数（戸数）を記入する。
- (3) 「収入区分」欄は「52」と記入し、「出納員」、「執行機関コード」及び「執行機関名」欄は出納員コード、執行機関コード及び執行機関名を別紙3により記入する。
ただし、執行機関名のうち「オホーツク総合振興局」にあつては「オホ総合振興局」など簡略化した名称を使用しても差し支えないこととする。
- (4) 「年度」欄は会計年度を記入し、「会計」欄は「12」と記入する。
- (5) 「略科目コード」欄は、「9600」と記入する。
- (6) 「整理番号」欄は、取扱金融機関コードを記入する。
- (7) 「金額」欄は、収納額を記入する。
- (8) 「納入の目的」欄は、当該振替日の属する月を記入する。

第9 その他

取扱金融機関は、この要領に定める方法により難い処理をする必要が生じた場合は、速やかに、北海道と協議するものとする。

口座設定店及び代表店

口座設定店		代表店
金融機関名	取扱店	
北洋銀行	本店、支店、出張所	道庁支店
北海道銀行	同上	同上
信用金庫	同上	信用中央金庫北海道支店
信用組合	本店、支店	全国信用協同組合連合会 札幌支店
北海道信用農業協同組合 連合会	本所、支所、農業協同組合	北海道信用農業協同組合 連合会本所
北海道労働金庫	本店、支店	本店
ゆうちょ銀行	本店、支店	小樽貯金事務センター

注 信用組合のうちウリ信用組合及びあすか信用組合は除く。

また、北洋銀行、北海道銀行、北海道労働金庫及びゆうちょ銀行は単一組織の金融機関と総称し、信用金庫、信用組合及び北海道信用農業協同組合連合会は連合体組織の金融機関と総称する。

FD等交換による口座振替等の業務処理仕様書

1 FDの仕様

- (1) 記録密度 1,600BPI
- (2) 記録形式 9トラック
- (3) テープラベル ノンラベル (テープマーク無し)
- (4) 記録方法 120バイト/レコード
15レコード/ブロック
- (5) 使用コード JISコード
- (6) レコードの配列 ヘッダーレコード、データレコード、トレーラーレコードが並び、最後にエンドレコードが記録される。
- (7) 振替処理済の記録 データレコードに振替結果コードを記録し、トレーラーレコードには、振替済及び振替不能の件数、金額を記録する。

2 光ディスクの仕様

- (1) 媒体種類 DVD-RW
- (2) ディスクサイズ 120mm(直径)×1.2mm(厚さ) 片面1層 カートリッジなし
- (3) ファイルシステム UDF 2.01
・容量 4.7GB
・アロケーションユニットサイズ 16キロバイト
・ボリュームラベル なし
- (4) 使用コード JISコード
- (5) ファイル名 8.3形式 (各金融機関の希望による)
- (6) レコードの配列 ヘッダーレコード、データレコード、トレーラーレコードが並び、最後にエンドレコードが記録される。
- (7) 振替処理済の記録 データレコードに振替結果コードを記録し、トレーラーレコードには、振替済及び振替不能の件数、金額を記録する。

3 電子データの仕様等

「北洋銀行データ伝送サービス規定」に準じ、甲が乙に別途申込みした「北洋銀行データ伝送サービス申込書兼振替資金・振込手数料等預金口座振替依頼書」のほか、甲と乙が別途協議した仕様による。

4 レコードの内訳

- (1) ゆうちょ銀行以外の場合

① ヘッダーレコード

	項目	桁数	内容説明
1	データ区分	1	▽1▽
2	種別コード	2	▽91▽
3	コード区分	1	▽0▽ : JIS
4	委託者コード	10	取扱金融機関指定のコード
5	委託者名	40	ホッカイトウケンセツブ
6	引落日	4	振替月日

7	銀行コード	4	FD、光ディスク又は電子データの授受店
8	銀行名	15	
9	支店コード	3	
10	支店名	15	
11	預金種目	1	取扱金融機関指定の預金種目
12	口座番号	7	取扱金融機関指定の口座番号
13	ダミー	17	(ブランク)

② データレコード

	項 目	桁数	内 容 説 明	
14	データ区分	1	▽ 2 ▽	
15	銀行コード	4	預金者指定の銀行コード	
16	銀行名	15	項番 1 5 の銀行名	
17	支店コード	3	預金者指定の支店コード	
18	支店名	15	項番 1 7 の支店名	
19	ダミー	4	(ブランク)	
20	預金種目	1	普通「1」、当座「2」	
21	口座番号	7	預金者指定の預金口座番号	
22	預金者名	30	左詰め	
23	引落金額	10		
24	新規コード	1	通常▽ 0 ▽、新規▽ 1 ▽、変更▽ 2 ▽	
25	建物マスターキー	20	2	総合振興局（振興局）コード
			1	徴収主体コード
			3	市町村コード
			3	団地コード
			4	棟番号
			4	住戸番号
			3	(ブランク)
26	振替結果コード	1	別表 1 - 1 を参照	
27	ダミー	5	名義人番号	
		3	(ブランク)	

※「預金者」とは、納入義務者又はその指定する口座名義人をいう。

③ トレーラーレコード

	項 目	桁数	内 容 説 明
28	データ区分	1	▽ 8 ▽
29	引落件数	6	
30	引落金額	12	
31	振替済件数	6	交付するFD、光ディスク又は電子データは オールゼロ
32	振替済金額	12	
33	振替不能件数	6	
34	振替不能金額	12	
35	ダミー	65	(ブランク)

④ エンドレコード

	項 目	桁数	内 容 説 明
36	データ区分	1	▽ 9 ▽
37	ダミー	119	(ブランク)

(2) ゆうちょ銀行の場合

① ヘッダーレコード

	項 目	桁数	内 容 説 明
1	レコード区分	1	▽ 1 ▽
2	契約種別コード	2	▽ 25 ▽
3	予備	3	スペース
4	事業主番号	8	ゆうちょ銀行指定のコード
5	事業主名	40	ホッカイトウケンセツブ
6	請求月日	4	払込月日
7	金融機関コード	4	▽ 9900 ▽
8	金融機関名	15	ユウチョギンコウ
9	振替口座記号	3	▽ 277 ▽
10	予備	17	スペース
11	振替口座番号	6	▽ 960323 ▽
12	予備	17	スペース

② データレコード

	項 目	桁数	内 容 説 明	
13	レコード区分	1	▽ 2 ▽	
14	金融機関コード	4	▽ 9900 ▽	
15	金融機関名	15	ユウチョギンコウ	
16	通常貯金記号	3	払込人の振替口座記号	
17	予備	17	スペース	
18	振替口座表示	2	スペース	
19	契約種別表示	2	▽ 25 ▽ (住宅使用料)	
20	通常貯金番号	7	貯金者の通帳番号(7桁に満たない場合は0を前に入力)	
21	氏名	30	払込人氏名 (カタカナ表示)	
22	請求金額	10	金額の前に0を付して10桁	
23	照会表示	1	▽ 1 ▽	
24	顧客番号	20	2	総合振興局 (振興局) コード
			1	徴収主体コード
			3	市町村コード
			3	団地コード
			4	棟番号
			4	住戸番号
			3	スペース
25	振替結果コード	1	別表1を参照	
26	優先処理年月	4	年:2、月:2	
27	優先処理コード	2	スペース	
28	補助文言表示	2	道営住宅家賃	

※「払込人」とは、納入義務者又はその指定する口座名義人をいう。

③ トレーラーレコード

	項 目	桁数	内 容 説 明
29	レコード区分	1	▽ 8 ▽
30	合計件数	6	データレコードの合計件数
31	引落金額	12	データレコードの合計金額
32	処理済件数	6	スペース
33	処理済金額	12	スペース
34	処理不能件数	6	スペース
35	処理不能金額	12	スペース
36	照会請求金額	6	スペース
37	予備	59	スペース

④ エンドレコード

	項 目	桁数	内 容 説 明
38	レコード区分	1	▽ 9 ▽
39	ダミー	119	スペース

5 FD、光ディスク又は電子データの交付

- (1) FD、光ディスク又は電子データの交付は、振替日の5営業日前（振替日は含まない。）までに行う。
- (2) FD、光ディスク又は電子データは、正副2本作成の上、道営住宅家賃口座振替等通知書を添付して交付する。
- (3) FD、光ディスク又は電子データの交付後は、原則として内容を変更しないものとする。

6 FD、光ディスク又は電子データによる振替処理

- (1) FD、光ディスク又は電子データにかしがある場合は、北海道に返却し、北海道はそのFD、光ディスク又は電子データを修正して速やかに取扱金融機関に再交付する。
- (2) 取扱金融機関は、FD、光ディスク又は電子データに記録された振替情報により引落処理を行う。
この処理に当たっては、FD、光ディスク又は電子データの「振替結果コード」欄に別表1のコードを記録する。
- (3) 引落処理が終了した後、振替済分と振替不能分それぞれの合計件数及び金額をトレーラーレコードに記録する（右詰め）。

7 FD、光ディスク又は電子データの返戻

FD、光ディスク又は電子データの返戻は、振替日から起算して4営業日後の午前中までに行う。

8 FD、光ディスク又は電子データの授受場所等

- (1) FD、光ディスク又は電子データの授受は、北海道建設部住宅課において行う。
- (2) 搬送用ケース（「道営住宅家賃及び駐車場使用料」と記載されたラベルを貼ったもの）は、取扱金融機関が準備するものとする。

別表 1

(処理区分)		振替結果コード
振替済分		0
振替不能区分	預金不足	1
	取引なし	2
	預金者の都合による振替停止	3
	口座振替納付依頼書なし	4
	照会事故	7
	委託者の都合による振替停止	8
	その他	9

別紙 3

出納員コード、執行機関コード及び執行機関名一覧表

総合振興局(振興局)名	出納員コード	執行機関コード	執行機関名
石狩振興局	11	513100	石狩振興局建設指導課
渡島総合振興局	12	523100	渡島総合振興局建設指導課
檜山振興局	13	533100	檜山振興局建設指導課
後志総合振興局	14	543100	後志総合振興局建設指導課
空知総合振興局	15	553100	空知総合振興局建設指導課
上川総合振興局	16	563100	上川総合振興局建設指導課
留萌振興局	17	573100	留萌振興局建設指導課
宗谷総合振興局	18	583100	宗谷総合振興局建設指導課
オホーツク総合振興局	19	593100	オホーツク総合振興局建設指導課
胆振総合振興局	20	603100	胆振総合振興局建設指導課
日高振興局	21	613100	日高振興局建設指導課
十勝総合振興局	22	623100	十勝総合振興局建設指導課
釧路総合振興局	23	633100	釧路総合振興局建設指導課
根室振興局	24	643100	根室振興局建設指導課

別記第1号様式

北海道公営住宅家賃口座振替等報告書

平成 年 月 日

北海道建設部長様

(金融機関名) 印

次のとおり当店の振替結果を報告します。

(平成 年 月 日振替分)

総合振興局 (振興局)	振替対象		振替済		振替不能	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
合計						

注1：同一の内容が記載されたものであれば、この様式によらなくても差し支えないものとする。

注2：ゆうちょ銀行にあっては「振替」を「払込」と読み替えるものとする。

税 外		家 賃 払 込 書	
収 入 伝 票		(道営住宅家賃)	
取りまとめ 金融機関	北海道指定金融機関		
	銀行	支店	
住 所			

氏 名			
戸 分			

収入区分	出納員	執行機関コード	執行機関名
年度	会計	整 理 号	略科目コード
金 額		0 0 0	0 0 0
納入の目的		月分	
			領収日付印
北海道			

(用紙寸法 日本工業規格A6)

(第一次収納金融機関保存)

税 外		領 収 済 通 知 書																	
		(道営住宅家賃)																	
取りまとめ 金融機関	北海道指定金融機関																		
	銀行	支店																	
住 所																			

氏 名																			
戸 分																			

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	執行機関名									
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27			
金 額		0 0 0	0 0 0																
納入の目的		月分																	
			領収日付印																
北海道																			

(用紙寸法 日本工業規格A6)

◎本票は、指定金融機関における入力資料を兼ねる。

(指定金融機関↓北海道)

上記のとおり領収したので通知します。
北海道会計管理者 様